

標 題：

穀類運送規程の変更について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 1 2 5

Date: 平成 5 年 12 月 20 日

船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1974年SOLAS第Ⅵ章“穀類の運送”が改訂され、新標題“貨物の運送”として
1994年1月1日より発効することとなります。

改訂されたSOLAS第Ⅵ章においては、穀類を運送する貨物船についての要件として、国際
穀類規程“International Grain Code (Res. MSC. 23(59))”が定められ、この規程が強制適
用となります。これにより、1994年1月1日より穀類積載資料の承認を受ける船舶にあっ
ては、その資料が同規程に基づき作成された旨、資料の中に記述する必要があります。但
し、既に承認されている穀類積載資料を船籍国の変更時に再承認する場合は、この限りで
はありません。

尚、この規程は、従来のSOLAS第Ⅵ章及びそれに関連した各種サーキュラー類と内容的に
はほとんど変更されておりませんが、次のような変更点が挙げられます。

1. “満載区画室に対する荷繰り免除規程 (IMO MSC/Circ. 323)” が追加された。
 2. “片側にのみ積載される縦通仕切り (IMO MSC/Circ. 363)” が取入れられ、仕切りの設
計強度が一部変更された。
 3. “ワイヤーメッシュによる半載区画室の固定 (IMO Paper BC XX/INF.12)” が追加された。
- ご不明な点がございましたら、弊会本部船体部（乾玄）宛お問い合わせ下さい。

敬具